

## 2019 年度 豊岡市地域包括支援センターの事業報告

2019 年度 豊岡市地域包括支援センター事業計画を基に以下の活動を行った。

(人数等実績数値は、各年度ともに 12 月末現在)

### 1 総合相談支援業務

方針(1) 高齢者等のさまざまな相談を受け止め、生活環境の実態把握を行い適切なアセスメントを実施する。

ア 相談対応の中で介護保険を申請するか基本チェックリストを実施するかを見極めて適切なサービスや社会資源につなぐ。

#### 【活動実績】

相談時、必要に応じて自宅訪問をし、生活環境を確認しながら丁寧に思いを聴き相手の気持ちに寄り添うことを意識した。課題分析しサービスの意向を確認のうえ、基本チェックリストを実施し、スムーズなサービス利用に繋げた。また、インフォーマルな社会資源につなげることにより本人の生活の質の向上につながった。

#### 【課題】

基本チェックリスト実施の方の対応が増えているなか、介護保険申請者の対応や、早期介入が必要なケースへの相談対応が追い付かない状況にある。今後、相談受付時に緊急性を見極め、優先順位をつける仕組みが必要である。

方針(2) 支援困難事例に対応するため、多職種協議の場を持つ。

ア 市や地域住民、生活支援コーディネーター、コミュニティワーカー等と連携を図り協働して課題解決に取り組む。

#### 【活動実績】

随時、個別ケア会議を開催し、民生委員児童委員や区長、生活支援コーディネーター、総合相談生活支援センター、行政等必要な関係機関が集まり、支援目標や情報を共有し、課題解決に向け役割分担を行い、協働でケースの支援を行った。それぞれの専門性を活かし、本人の意向に沿った支援ができた。

〈総合相談支援業務〉

【方法別相談延件数】

	電話	来所	訪問	その他	合計
豊岡	5,182	824	2,850	1,982	10,838
城崎・竹野	1,505	224	1,024	571	3,324
日高	2,341	511	1,435	828	5,115
出石・但東	1,488	317	2,111	436	4,352
R元年度	10,516	1,876	7,420	3,817	23,629
30年度	10,679	1,856	7,180	3,460	23,175
29年度	8,696	1,897	6,545	2,714	19,852

【内容別相談件数】 ※重複あり

	介護 相談	総合 事業	介護 予防	介護 給付	入退 所・ 入退 院	高齢者 福祉	障が い者 福祉	保健・ 医療	権利 擁護	認知症 に関する 事	経済	その他	合計
豊岡	1,131	1,524	2,961	237	250	2,518	141	781	420	426	120	329	10,838
城崎・竹野	162	407	1,355	100	92	582	29	276	77	59	56	129	3,324
日高	380	1,386	1,586	309	240	351	82	346	242	117	47	29	5,115
出石・但東	304	956	1,343	114	199	789	25	162	195	29	49	187	4,352
R元年度	1,977	4,273	7,245	760	781	4,240	277	1,565	934	631	272	674	23,629
30年度	1,958	4,583	7,474	1,027	960	2,984	286	1,365	564	871	344	759	23,175
29年度	1,460	4,557	6,615	757	613	2,368	273	980	756	613	361	499	19,852

【相談者延人数】

	本人	家族 親類等	知人 近隣	民生 委員	ケアネ ジャー	サービ ス事業 者	医療 機関	行政	社協	その他	合計
豊岡	3,142	2,542	141	212	1,481	2,203	744	815	256	278	11,814
城崎・竹野	1,427	1,003	114	43	202	930	212	327	126	39	4,423
日高	1,970	1,537	68	59	523	1,684	414	496	145	50	6,946
出石・但東	2,550	1,674	83	119	357	1,244	366	445	155	176	7,169
R元年度	9,089	6,756	406	433	2,563	6,061	1,736	2,083	682	543	30,352
30年度	8,687	7,005	300	424	2,786	6,253	1,908	2,294	897	405	30,959
29年度	8,174	6,303	292	461	2,381	5,396	1,380	2,225	1,068	373	28,053

【対応内容（件）】 ※重複あり

	介護予防ケア マネジメント	総合相談 支援	権利擁護	ケアマネジ メント支援	困難事例 対応	福祉用具住 宅改修	施設入所	その他	合計
豊岡	4,065	4,216	416	1,038	509	275	81	385	10,985
城崎・竹野	1,603	1,196	75	95	106	98	32	101	3,306
日高	2,889	1,334	261	338	110	338	49	20	5,339
出石・但東	2,138	1,528	248	80	11	217	23	247	4,492
R元年度	10,695	8,274	1,000	1,551	736	928	185	753	24,122
30年度	10,920	7,481	609	1,633	787	806	291	659	23,186
29年度	10,362	6,040	799	1,478	681	601	200	365	20,526

## 2 権利擁護業務

方針 (1) 高齢者虐待対応力の向上を図り、関係機関との連携のもと、適切に対応する。

ア 市と協働し、地域包括支援センターと市担当職員向けの高齢者虐待対応力をつけるための研修会を開催する。

### 【活動実績】

令和元年8月29日、高齢者虐待専門職チームを講師として、市職員と地域包括支援センター職員を対象に市と協働で豊岡市高齢者虐待対応研修会を開催した。市職員と地域包括支援センター職員で、虐待対応におけるそれぞれの役割について共通認識を図ることができた。また、新任職員にとっては、対応の流れや帳票の記入方法など基本的な部分を学習する機会となった。

イ 困難事例については、高齢者虐待対応専門職チームを活用して、対応能力をつける。

### 【活動実績】

令和元年8月29日、高齢者虐待専門職チームを講師に、豊岡市高齢者虐待対応研修会を実施するとともに、令和元年9月12日、10月9日の兵庫県主催高齢者虐待対応力向上研修に参加した。高齢者虐待の最新の動向を学び、基本対応の再確認を行った。また、他市町の地域包括支援センター職員と対応方法等について情報交換し、豊岡市の高齢者虐待対応について権利擁護の視点が持てていること

を確認できた。今後も積極的・継続的に研修会に参加して、専門的なスキルを取得する。

**【課題】**

虐待対応は、迅速な対応が必要であり、その中で継続的あるいは一時的に分離が必要なケースも多い。しかし、分離が出来ず対応が困難なケースが多数あり、特に緊急分離の際、受け入れ可能な施設が少ないため、受け入れ施設の基盤整備を行政とともに進めていく必要がある。

ウ 介護支援専門員連絡会で研修会を開催し、高齢者虐待の気づきと通報義務の理解を促す。

**【活動実績】**

令和2年1月14日、介護支援専門員連絡会で高齢者虐待のミニ研修会を開催し、虐待通報義務の周知を図った。介護支援専門員に対して『地域包括支援センターに虐待の通報をしたことがあるか』の問いに対して、半数以上の挙手があり、通報義務を理解されていることを確認できた。また、研修会后、介護支援専門員から高齢者虐待の相談があった。

**【虐待通報件数等】**

	前年度から継続	通報	内虐待認定
R元年度	15	29	25
30年度	9	13	9
29年度	9	19	9

**【虐待対応件数】**

	分 離			分離せず		成年後見 制度申立	終 結	対 応 継 続
	特養へ措置	養護へ措置	入院・施設 等へ入所	在宅サービス 導入調整等	その他			
R元年度	3	0	17	12	8	4	26	14
30年度	2	1	4	8	3	0	6	12
29年度	0	2	5	6	5	1	10	8

方針(2) 成年後見制度の普及啓発と活用促進を図る。

ア 成年後見制度の相談内容を分析しニーズを把握する。

**【活動実績】**

現在、成年後見制度の相談ケースに関する分析・調査を行っている。成年後見制度利用に関する潜在的なニーズがどの程度あるのか、また制度利用が進まない原因を明確にしていくなかで、必要な人が成年後見制度を利用できるよう権利擁護支援の検討を行う。

イ 各種研修会、関係機関等に成年後見制度のチラシを配布し啓発を図る。

**【活動実績】**

令和元年 12 月 18 日に開催した豊岡市権利擁護研修会において、家庭裁判所作成の成年後見制度のパンフレットを配布し、介護支援専門員、行政職員、施設職員、民生委員児童委員等に制度の理解と啓発を図った。研修会后、成年後見制度の出前講座の問い合わせ等の反響があった。

ウ 事業所や住民向けに出前講座等を開催する。

**【活動実績】**

民生委員児童委員協議会や介護保険サービス事業所等で成年後見制度の説明を行った。

エ 権利擁護研修会を開催し普及啓発を図る。

**【活動実績】**

令和元年 12 月 18 日、『生活笑？百科 成年後見ってなに？～基本のき 制度を知ろう～』というテーマで兵庫県弁護士会所属 丹有法律事務所 弁護士 馬場民生氏を講師に招き豊岡市権利擁護研修会を開催した。介護支援専門員、民生委員児童委員、医療機関、行政、社会福祉協議会など 95 名の参加があった。地域包括支援センターの社会福祉士 7 名と弁護士とで NHK のバラエティ生活笑百科風にコントなどを取り入れ、面白可笑しく進行し、『楽しみながら学べた、分かりやすかった』と好評を得た。『後見人が近い存在に感じた』など、成年後見制度を身近に感じる機会となった。

方針(3) 関係機関と連携し、消費者被害に対応する。

ア 但馬・豊岡市消費生活センターと連携し、意見交換、情報交換を行う。

**【活動実績】**

令和元年10月10日、豊岡市消費生活センターとの意見交換会を開催した。直近での消費者被害の現状や傾向の情報提供を受け、ケースを通じての意見交換が行えた。それぞれの役割に応じた連携の在り方を確認できた。

**【権利擁護に関する相談】**

	成年後見制度	高齢者虐待	消費者被害	その他	合計
R元年度	155	727	15	103	1,000
30年度	120	392	17	80	609
29年度	132	520	26	121	799

**3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務**

方針(1) 介護支援専門員が各関係機関と連携体制を構築できるよう支援する。

ア 介護支援専門員連絡会や各圏域の会議で関係機関と情報共有や意見交換を行う機会を持つ。

**【活動実績】**

豊岡市介護支援専門員連絡会では、意見交換の手法としてグループワークを積極的に多用し、他圏域の介護支援専門員同士の意見交換を行う機会を持った。そこでは活発な意見交換や情報共有が行われ、連携への意識付けにつながった。

イ 医療介護連携をスムーズに行うために医療関係者とお互いを理解するための機会を持つ。

**【活動実績】**

医療介護連携をスムーズに行うために「主治医連絡票」の様式の見直しを行った。また、主治医とのコミュニケーションの取り方について、学習やグループワークを行った。更に、利用者の安全性の確保や、利用者や家族からのセクシュアルハラスメントや暴力に対応できるように、訪問看護師・訪問介護員における2人派遣サービス提供届出書の様式を作成し、介護支援専門員に周知した。

方針(2) 介護支援専門員の質の向上を図る。

ア 対人援助技術を磨くための研修を行う。また、主任介護支援専門員には、管理者としての役割を意識できるよう支援を行う。

#### 【活動実績】

令和元年7月11日、株式会社ふくなかまジャパン 真辺一範氏を講師にむかえ、『本人の意欲向上を導くことができる自立支援型ケアプランとは～利用者にとっての自立支援とは何ですか!～』をテーマにした研修を行い、介護支援専門員が改めて、医療的視点を持ってケアマネジメントを行う意識付けになった。

令和元年10月8日、豊岡市健康福祉部社会福祉課福祉監査室長 大谷賢司氏による、『指定居宅介護支援事業所管理者の心構え～押さえておくべきポイント～』をテーマに豊岡市主任介護支援専門員ネットワーク連絡会と共同開催し、主任介護支援専門員が管理者として意識が持てる機会となった。

方針(3) 介護支援専門員が地域の把握や地域とつながる視点をもてるように支援する。

ア 介護支援専門員が地域状況や社会資源を把握できるように情報共有の場を持つ。

#### 【活動実績】

豊岡市介護支援専門員連絡会で、認知機能低下がある対象者について、事例検討を実施した。課題や支援方法について検討し、介護支援専門員がどんな社会資源が高齢者支援のために必要と思っているかについて把握を行った。介護に関わる人材の育成や高齢者が活躍できる社会資源が必要であるなどの意見があった。また、意見交換の中で、地域における見守り内容の違いや、地域で利用できるサービス量や種類の格差が明らかになった。

#### 【課題】

介護支援専門員が把握した社会資源をケアプランに位置付けられるように進めていく。また、高齢者支援のために必要となる社会資源の開発を行政と共に取り組んでいくことが必要である。

【介護支援専門員支援回数】

	ケース 検討会議	同行訪問	個別相談 情報提供	サービス 担当者会議	合計
豊岡	43	146	907	40	1,136
城崎・竹野	4	32	82	3	121
日高	56	43	328	16	443
出石・但東	9	72	61	20	162
合計	112	293	1,378	79	1,862

【介護支援専門員ネットワーク連絡会開催実績】

	回数	延参加人数
豊岡	5回	70人
城崎・竹野	0回	0人
日高	4回	73人
出石・但東	3回	45人
合計	12回	188人

#### 4 介護予防ケアマネジメント業務

方針 (1) 自ら進んで介護予防に取り組めるよう自助の意識の向上を図る。  
ア 介護予防について広報・啓発活動を行い、高齢者の自助の意識を高める。

【活動実績】

各行政区のふれあいいきいきサロンや見守り会議、コミュニティ主催の教室等に参加し広報、啓発活動を行った。その中で、地域包括支援センターが高齢者の相談窓口という認識につながり、相談も増加している。

認知症の講話、特に認知症予防についての講話を依頼されることが多かったことから、予防について関心が高くなっていることがうかがえる。随時、認知症サポーター養成講座を開催し、介護予防について豊岡市社会福祉協議会の広報誌N I K O（10月25日発行号）に掲載した。

【課題】

今後は認知症予防も含めた介護予防について、生活の中に介護予防を意識できるような方法を具体的に伝えていく必要がある。



イ 高齢者の自立支援につながるよう公的サービス以外のサービスの活用も視野に入れ、多職種との連携を強化する。

**【活動実績】**

公的以外のサービス、有償ボランティアや買い物付き添いボランティア等の紹介、つなぎを行った。また、利用者に関わる多職種で、本人の移り変わる心情、身体状況などの情報を共有し支援の方向性を考え連携した。

近隣住民、民生委員児童委員、区長などからの相談があったケースでは、現在行っている支援内容、今後の見通しなどをフィードバックすることで地域支援者との関係を構築し、本人と地域との連携や見守り・援助につながった。

郵便局や銀行、商店、警察からも情報提供を受け、対応する中で連携の強化ができた。

ウ 介護予防が必要な人を把握し、高齢者が自ら健康増進に興味をもち、自立した生活を継続するために、介護予防の場につなげる。

**【活動実績】**

運動からだ元気塾の参加者からは「運動の習慣がついて体力が向上した。」「一人で運動するより、集団で運動することにより楽しく、運動が出来た。」等の声が聞かれ、健康増進の効果がうかがえた。

豊岡市内ではリハビリ特化型のデイサービスが増加しており、効果を実感する声の広がりから、新たに利用を希望されるケースも多数あった。

**【課題】**

運動からだ元気塾は参加者の口コミで新規利用につながるケースはあるが、サロンや老人会の集まりで運動からだ元気塾の紹介を行ってもなかなか利用には繋がらない。今後は伝え方を工夫し、『運動からだ元気塾の紹介動画』を作成し周知を進めていく。

【認定区分別介護予防等サービス計画作成件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
事業対象者	286	288	280	299	291	291	294	307	293	2,629
要支援1	660	653	654	675	680	675	690	680	685	6,052
要支援2	361	369	374	376	385	378	388	379	395	3,405
合計	1,307	1,310	1,308	1,350	1,356	1,344	1,372	1,366	1,373	12,086
豊岡	539	536	544	552	562	546	559	548	577	4,963
城崎・竹野	219	222	220	225	228	232	236	233	234	2,049
日高	240	243	243	258	263	259	262	260	251	2,279
出石・但東	309	309	301	315	303	307	315	325	311	2,795

介護予防ケアプラン作成件数

【指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成分】

R元年度	30年度	29年度
6,922	6,034	5,761

【委託事業者作成分】

R元年度	30年度	29年度
5,164	5,154	4,655

5 地域ケア会議の推進

方針 (1) 自立支援型ケア会議を通じて、本人の望む生活の実現とそれに向けたケアプランが作成できるよう、介護支援専門員の資質向上を図る。

ア 月一回、自立支援型ケア会議を開催し、多職種による検討を行い、介護支援専門員に提案を行う。

【活動実績】

要支援者担当の介護支援専門員に、年1回以上、自立支援型ケア会議への参加を依頼し、事例検討を行った。多職種からの提案により、多角的な視点での気づきやアセスメントの幅が広がるなどの効果があった。要支援者を担当していない介護支援専門員に対しては、要介護者の事例について検討を行った圏域もあった。

イ 提案した内容について介護支援専門員にモニタリングを実施し、結果を分析・評価する。

### 【活動実績】

自立支援型ケア会議の3か月後に提案した内容の次のプランへの反映状況についてモニタリングを実施した。モニタリングについての分析や評価については、3月の会議にて実施する予定である。より本人の望む生活の実現に向けた提案ができる力や地域課題の抽出方法について検討する予定をしている。

#### 【自立支援型地域ケア会議開催回数】

豊岡	城崎・竹野	日高	出石・但東	合計
26	26	26	23	101

方針 (2) 個別ケア会議を開催し、ケースの情報共有と課題解決を図る。

ア 個別ケア会議において課題整理を行い、多職種で情報共有、役割分担し、課題解決に向けて検討する。

### 【活動実績】

支援が困難な事例については、地域住民も含め多職種で課題整理を行い、支援目標を共有し役割を分担することで、お互いの顔が見える関係になり、関係機関や地域住民との信頼関係の構築につながった。

### 【課題】

認知症や精神疾患のケースは地域の理解や受け入れが難しいことがあり、コミュニティワーカーや生活支援コーディネーターと連携し、地域住民同士のつながりや特性、いきいきサロンや見守り会議等の住民主体の地域福祉活動の状況を把握しながら住民の理解を広げていく必要がある。

\*コミュニティワーカーとは、住民主体の地域福祉活動を支援する専門職。地域の福祉課題・生活課題を住民自身が把握し、住民の主体的な解決に向けた活動を側面的に援助する。

#### 【個別ケア会議開催回数】

豊岡	城崎・竹野	日高	出石・但東	合計
10	3	9	5	27

## 6 生活支援体制整備の推進

方針 (1) 生活支援コーディネーターと連携し地域における課題解決のネットワークを構築する。

ア 高齢者やその家族を支える地域資源を把握する。

### 【活動実績】

コミュニティワーカーや生活支援コーディネーターと協働し新しい地域資源や情報の把握に努めた。地域の資源を提供しつなげることで、高齢者の生活の質の向上が図れたケースもあった。

### 【課題】

地域資源の情報を提供しても本人のニーズに合わず、つながらないこともある。移動手段の問題等、個別ケースの課題を充足できるよう更なる地域資源の開発が必要であるがまだまだ不足している。

イ 住民主体で地域課題を話し合う協議の場に参画し、課題解決に向けて検討する。

### 【活動実績】

地域の支えあいマップ作りや見守り会議・サロン等にコミュニティワーカーや生活支援コーディネーターと一緒に参加し、地域課題の把握に努めた。地域の中での気になる人の情報を共有したり、住民同士のインフォーマルな支援の把握ができた。

### 【課題】

地域住民が主体的に地域課題を話し合い、解決のための仕組みづくりができるまでには時間が必要である。見守り会議や協議体において地域課題を整理し、解決に向けた取り組みが進むように、コミュニティワーカーや生活支援コーディネーターと連携して進めていかなければならない。

## 7 認知症施策の推進

方針 (1) 認知症について正しい理解の普及啓発に努める。

- ア 認知症サポーター養成講座において対象者にわかりやすく伝えるためのツール作成を行う。

### 【活動実績】

認知症サポーター養成講座については、対象者にあわせてツールを変えて実施した。小学生向けには、マンガのテキストを活用した。また、企業向けには、寸劇を行い、「認知症への対応方法の理解につながった。」との高評を得た。今後も年齢にあわせたツール作成を行い講座に活用していく。

### 【認知症相談延件数】

豊岡	城崎・竹野	日高	出石・但東	合計
426	59	117	29	631

### 【認知症サポーター養成講座開催回数】

豊岡	城崎・竹野	日高	出石・但東	合計
4	5	3	0	12

方針 (2) 認知症の早期発見・早期対応に努める。

- ア 認知症初期集中支援推進事業の周知を図る。

### 【活動実績】

民生委員児童委員・地域住民に『認知症初期集中支援チームがサポートします』のチラシを配布し、啓発した。また、居宅介護支援事業所から認知症の相談を受けた際には、必要に応じて認知症初期集中支援事業に関する内容を説明し、利用につながることができた。

### 【認知症初期集中支援対応件数】

	前年度からの継続	新規	合計
令和元年度	3	6	9
平成30年度		8	8

イ 認知症初期集中支援推進事業のチーム員として、早期に関わることで、適切な医療・介護・社会資源につなぐ。

**【活動実績】**

受診につながっていないケースについては、まず受診につながるよう支援を行うことが出来た。早期受診と治療により病状が安定したケース、家族の負担軽減につながったケースがあった。検討事例を挙げた居宅介護支援専門員は、支援方法の方向性の再確認が出来たことで、よりよい支援につなげることが出来た。

## 2019年度豊岡市地域包括支援センター事業の評価

### 1 評価の目的

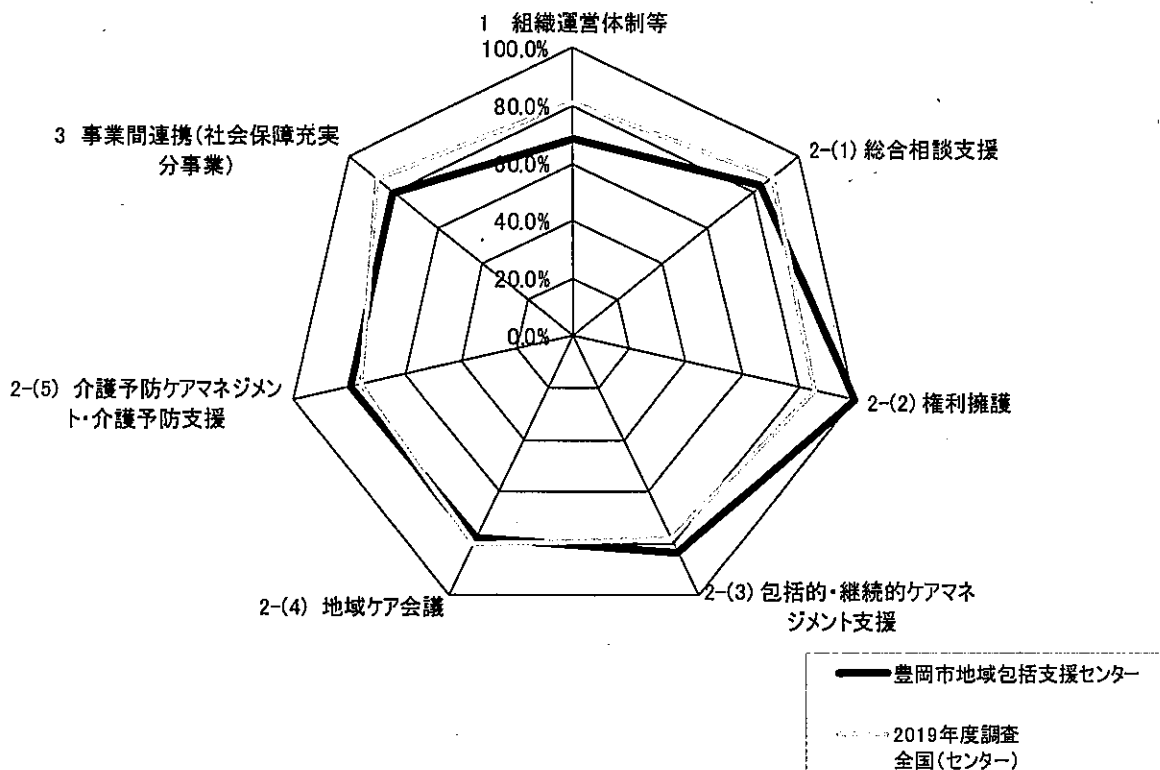
豊岡市地域包括支援センターの運営体制、業務内容や業務実績について評価を実施し、業務の実施状況や課題を把握することで、今後の取り組むべき業務を明確にするとともに、地域包括支援センターの機能強化を図ることを目的とする。

### 2 評価の対象期間・実施方法

- 対象期間：2019年4月1日～2020年1月31日
- 実施方法：国が策定した全国統一の評価指標により評価を実施

### 3 評価結果

#### 豊岡市地域包括支援センターと全国平均の比較



「全国調査結果」は、2019年度(2018年度)の全国調査結果数値です。

## 4 現状と設問項目における課題(設問項目別)

### 設問項目

#### 1 組織運営体制等

市内に4箇所(2分室)の地域包括支援センターを設置しており、すべてを豊岡市社会福祉協議会に委託している。市が設置する定期的な連絡会はないが、地域包括支援センターが開催する連絡会に市職員が必要に応じて出席し、情報提供や意見交換を行っている。

地域包括支援センターの夜間・早朝、土日祝日の開所については、働きながら介護に取り組む家族等に対する相談支援の充実強化のために必要であるが、人材確保をはじめ、開所するうえでの課題が大きい。また、3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)の確保についても難しい状況にあり、特に保健師の確保に苦慮している。

#### 2-(1) 総合相談支援 (2) 権利擁護

総合相談支援及び権利擁護業務については、市と連携のもと事例解決のために取り組んでおり、適正に行われている。

総合相談支援業務における相談事例の終結条件を市と共有する必要がある。

#### 2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

昨年度、課題項目として挙げた「介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を指定居宅介護支援事業所に年度当初に示すこと」を改善することができた。

「地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等の開催」については、引き続き開催を検討していく。

#### 2-(4) 地域ケア会議

地域包括支援センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有できるよう努める必要がある。また、会議後の変化等のモニタリングは、適切な時期に行い、必要時には支援を再検討する。

#### 2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

「居宅介護(介護予防)サービス計画自己作成事務処理指針」を示してはいるが、積極的にセルフマネジメントを推進していないため、ほぼ活用できてはいない。

#### 3 事業間連携(社会保障充実分事業)

在宅医療・介護連携推進協議会における相談窓口である「豊岡市在宅医療・介護連携支援センター」は、地域包括支援センターが相談を行う仕組みとなっていないため、相談できる体制の検討が必要である。

## 5 評価全体総評

「権利擁護業務」については、全国平均を上回っており、この取り組みを継続していくことが求められる。

一方で、「組織運営体制」については、全国平均を12.9%下回る結果であり、改善に向けた取り組みを検討していく必要がある。

地域包括支援センター事業が効果的・効率的に運営されているか等について、今後も定期的に点検を行い、不十分な点については改善に向けた取り組みを行う。



豊岡市地域包括支援センター評価指標(厚生労働省策定設問)

設 問		回答	全国調査結果
1 組織・運営体制等			
(1) 組織運営体制			
1	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	◎	91.7%
2	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。	◎	80.7%
3	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	◎	92.4%
4	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	◎	91.3%
5	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	◎	96.3%
6	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。	◎	78.2%
7	3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)について、必要数を配置しているか。	×	59.6%
8	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	×	63.7%
9	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施しているか。	◎	77.7%
10	夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	×	61.7%
11	平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	×	64.8%
12	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	◎	95.8%
平均点数・個数		7	9.5
平均点数・%		58.3%	79.5%
(2) 個人情報の保護			
13	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。	◎	86.3%
14	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	◎	82.4%
15	個人情報保護に関する責任者(常勤)を配置しているか。	◎	88.5%
16	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	◎	54.1%
平均点数・個数		4	3.1
平均点数・%		100.0%	77.8%
(3) 利用者満足の上			
17	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	◎	93.4%
18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	×	93.1%
19	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	◎	92.5%
平均点数・個数		2	2.8
平均点数・%		66.7%	93.0%
1 組織運営体制等 計 平均点数:個数		13	15.4
1 組織運営体制等 計 平均点数:%		68.4%	81.3%

2 個別業務

(1) 総合相談支援業務

20	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	◎	92.1%
21	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	×	61.3%
22	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	◎	92.0%
23	1年間の相談事例の件数を市町村に報告しているか。	◎	97.8%
24	相談事例解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があったか。	◎	94.0%
25	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	◎	95.2%
平均点数・個数		5	5.3
平均点数・%		83.3%	88.7%

(2) 権利擁護業務

26	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	◎	73.6%
27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	◎	95.2%
28	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	◎	94.6%
29	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	◎	88.7%
30	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	◎	77.3%
平均点数・個数		5	4.3
平均点数・%		100.0%	85.9%

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

31	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータを把握しているか。	◎	86.8%
32	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。	◎	68.2%
33	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	◎	84.6%
34	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	◎	83.3%
35	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	×	79.6%
36	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	◎	68.0%
平均点数・個数		5	4.7
平均点数・%		83.3%	78.4%

(4) 地域ケア会議

37	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	◎	76.8%
38	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	◎	73.8%
39	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	◎	91.6%
40	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	◎	77.0%
41	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	◎	85.9%
42	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	◎	79.8%
43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	◎	77.5%
44	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	×	71.9%
45	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	◎	90.1%
平均点数・個数		7	7.2
平均点数・%		77.8%	80.5%

(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

46	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	◎	69.2%
47	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	◎	94.2%
48	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	×	47.0%
49	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	◎	76.2%
50	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	◎	92.3%
平均点数・個数		4	3.8
平均点数・%		80.0%	75.8%
2 個別業務 計 平均点数:個数		27	25.4
2 個別業務 計 平均点数:%		87.1%	81.8%

3 事業間連携(社会保障充実分事業)

51	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	◎	87.3%
52	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	◎	96.3%
53	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	×	78.9%
54	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	◎	88.1%
55	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	◎	85.4%
3 事業間連携 計 平均点数・個数		4	4.4
3 事業間連携 計 平均点数:%		80.0%	87.2%

2020年度

豊岡市地域包括支援センター事業実施方針

2020年4月

豊岡市健康福祉部高年介護課

## 1 方針策定の趣旨

地域包括支援センターの運営上の考え方、業務推進の方針等を明確にするとともに、地域包括支援センターの業務を円滑かつ効果的に実施できるよう、介護保険法第115条の47第1項に基づき、「豊岡市地域包括支援センター事業実施方針」について定めます。

## 2 地域包括支援センターの意義・目的

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること」を目的としています。

市は、豊岡市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画の基本理念「みんなで支え合い笑顔あふれる まちづくり」の実現に向けて、地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステム構築を推進するにあたり、地域包括支援センターを中核的な役割を果たす機関として位置づけ、設置目的を達成するための体制整備、適切な事業運営に努めます。

## 3 基本的な考え方・理念

### (1) 地域包括ケアシステムの推進

市が中心となり、高齢者が住み慣れた住居や地域で暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉等に関わる幅広い関係機関・関係者と連携を図りながら、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいます。

地域包括支援センターは、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築のため、高齢者の生活課題の把握・解消等に取り組むとともに、個人支援を通じた地域全体への支援を実施します。

### (2) 公正・中立性の確保

市が設置する豊岡市地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの運営に関する事項について、承認、協議及び評価する機関として役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立的な地域包括支援センターの運営を確保します。

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正かつ中立性を確保した事業運営を行います。

介護予防ケアマネジメントの委託や介護予防ケアプランへの事業者の位置づけについては、特定の事業者に偏らないよう留意します。

### (3) 市との連携強化

地域包括支援センターは、市介護保険事業計画、本事業実施方針等に基づき、主体的に日常生活圏域における個別課題の解決を図ることを基本としながら、虐待ケース、行政の権限行使が必要な事案、またネットワーク構築や地域づくり等に関しては、市と密接に連携をとって課題解決に取り組みます。

また、定期的に地域包括支援センター管理者会を開催し、必要に応じて市職員の出席を求め、情報共有及び連携強化を行います。

### (4) 運営評価・業務改善

地域包括支援センターは、事業の実施状況の自己評価を行い、住民のニーズや業務の状況・量等を把握し、地域包括支援センター運営協議会の評価・点検を受けます。

運営協議会の評価・点検を受けることにより、運営課題を明らかにすることで業務改善を図り、地域包括支援センターの機能強化に努めます。

## 4 具体的な業務内容

### (1) 総合相談支援業務

#### ア 総合相談支援

本人、家族、近隣住民、民生委員等からの様々な相談に対応し、相談内容に応じたサービスや制度等に関する情報提供、関係機関の紹介などを行います。また、専門的・継続的な関与や緊急対応が必要な場合には、当事者に関する課題を明確にしたうえで、それに対応する支援を行います。

#### イ 基本チェックリストの実施・活用

窓口で相談をした本人（被保険者）に対して、必要に応じ適切なサービス利用につなげるため、基本チェックリストを実施し、アセスメントに活用します。

#### ウ 実態把握

本人・家族からの相談及び関係機関から情報提供のあった高齢者について、心身の状況や家庭環境等の実態把握を迅速かつ正確に行います。また、個別支援活動に活かすため、地域における社会資源の実態や活用状況等の把握を行うとともに、社会資源開発や活用促進に努めます。

#### エ 地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者の把握及び継続的な支援を行うために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に携わるボランティア等、地域における様々な関係者とのネットワークの構築に努めます。

## オ 障害者(児)相談支援機関との連携

高齢障害者等が共生型サービスを円滑に利用できるよう、障害者基幹相談支援センターや各相談支援事業所との連携を図ります。

## (2) 権利擁護業務

### ア 高齢者虐待の相談対応

通報や相談を受けた場合には、「豊岡市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応を行います。また、困難事例については、専門職チームを積極的に活用します。

### イ 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる場合、高齢者の親族等に対して、制度の説明や関係機関の紹介等を行います。また、申立てを行える親族がいない場合、市長申立てへつなげます。

### ウ 消費者被害の防止

消費者被害への対応時には豊岡市消費生活センター等と連携し、被害の防止に努めます。必要に応じて民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に情報提供します。

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

### ア 介護支援専門員に対する支援

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。

### イ 介護支援専門員のネットワーク構築支援

地域包括支援センターは、介護支援専門員の求めに応じて、適当な支援団体・機関の情報提供、意見交換等の場の設定、情報共有のためのルールづくりなどの方法で、介護支援専門員のネットワーク構築を支援します。

### ウ 事例検討会、研修会、介護支援専門員連絡会の実施

介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関と連携のうえ、情報提供や事例検討、研修会、連絡会を実施し、実践力を高めます。

### エ 支援困難事例への指導・助言

介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。事例によっては、個別ケア会議を開催し、介護支援専門員が課題解決できるよう、3職種による多面的な後方支援を行います。

#### (4) 地域ケア会議実施業務

##### ア 個別ケア会議の開催

###### (ア) 会議内容

生活課題のあるケース（介護度・状態像を問わない）について、その処遇をどのようにすべきか、関係者で検討することにより、高齢者の課題解決を支援します。

###### (イ) 構成員

本人・家族、担当介護支援専門員、民生委員、区役員、市保健師、地域包括支援センター職員、必要に応じ、その他関係者を必要に応じて招集します。

###### (ウ) 実施回数等

地域包括支援センター又は介護支援専門員の求めに応じて随時開催（不定期）します。

##### イ 自立支援型地域ケア会議の開催

###### (ア) 会議内容

主に要支援認定者や事業対象者（基本チェックリスト該当者）など介護予防サービスの利用者について、自立支援（利用者の状態を改善し、自分でできることを増やすことにより本人が望む生活をめざすこと。）の視点を踏まえたケアプランの作成を支援するため、作成済みのケアプランの更新等にあたって、専門職を中心とする多職種による検討を行い、介護支援専門員に助言・提案を行います。

個別の事例検討から地域課題を抽出し、地域づくりや資源開発に向けた検討を行います。

###### (イ) 構成員

担当介護支援専門員、理学療法士又は作業療法士、生活支援コーディネーター、市（保健師、高齢者・介護保険担当職員）、地域包括支援センター職員及び必要に応じて管理栄養士等その他の専門職を招集します。

###### (ウ) 実施回数等

各地域包括支援センター（豊岡、城崎・竹野、日高、出石・但東）ごとに月1回

###### (エ) その他

自立支援型地域ケア会議におけるケアマネジメント支援については、すべての事業者が年間を通じて概ね1回は支援を受けられるよう配慮します。



## (5) 介護予防ケアマネジメント

### ア 介護予防ケアマネジメントの実施

要支援者及び事業対象者が、介護予防・生活支援サービス事業を適切に受けれるようケアプランの作成を行うとともに、そのプランに基づき、サービスの実施状況や効果の評価、見直し等を行い、介護予防・重度化防止を図ります。

### イ ケアマネジメント作成上の留意点

- (ア) 対象者の自立支援につながるよう、本人・家族の意向を聴き取りながら対象者とともに課題分析と目標設定を行い、目標達成に向けたケアプランの作成を行います。
- (イ) ケアプラン作成時には、必要に応じて公的サービス以外のサービス・活動等、住民主体の支援、専門職によらないサービス等の活用も視野に入れ検討します。
- (ウ) 評価可能（数値等）な具体的な目標と期間（短期・長期等）を設定します。
- (エ) 希望する生活状態への改善状況、サービスの効果等を評価したうえで、サービスの終了も含めた見直し又は継続を検討します。

## 5 その他の協力業務

### (1) 在宅医療・介護連携の推進

豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会の構成員として、在宅医療介護連携に係る各種研修会への協力、但馬圏域入退院支援運用ガイドラインの活用、医療関係者と介護関係者との連携強化を推進します。

### (2) 生活支援体制整備の推進

生活支援コーディネーターと連携し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らし続けるために、高齢者やその家族を支える多様な地域資源の把握に努めます。

また、住民主体で地域課題を話し合う協議の場に参画し、地域における課題解決のネットワークの構築に努めます。

### (3) 認知症施策の推進

#### ア 認知症に関する知識の普及啓発

認知症についての正しい理解と知識の普及啓発を行い、認知症になっても安心して住み続けられる地域づくりに努めます。また、認知症キャラバン・メイトと連携し、認知症サポーターの養成を推進します。

#### イ 早期発見・早期対応の推進

地域包括支援センターは、「認知症相談センター」として認知症の相談を受け、早期に医療機関受診や介護サービス利用などにつなげます。

また、地域包括支援センターは相談内容に応じて認知症初期集中支援チームにつなぎ、連携して在宅での生活支援を行います。

#### ウ 認知症ケアの向上

「認知症相談センター」として、早期相談時から生活機能や家族状況等のアセスメントと支援の方針立てができるよう、相談受理の方法改善を図ります。

また、自主的に内部研修を行い、各種研修会に積極的に参加して認知症の人と家族の思いを聴き取り、支援を適切に行えるようスキルアップを図ります。

#### エ 若年性認知症の人と家族への支援

若年性認知症生活支援相談センター等と連携し、個別事例について支援の方向性を検討します。また、当事者や家族の相談に応じられるようスキルアップを図ります。

#### オ 家族介護者に対する支援の充実

認知症家族介護教室や認知症カフェの周知を行い、家族介護者の負担を軽減できるような支援を行います。

#### カ 地域見守り体制の推進

高齢者見守りネットワーク事業（とよおかホッと見守り隊）協力事業者との連携等により、見守り体制の充実を進めます。また、認知症の方について、市が行う「認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク」への事前登録を促します。

## 地域包括支援センターの「保健師に準ずる者」の要件について

### 1 厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正

地域包括支援センターには、「包括的支援事業を適切に実施するため、①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととする（介護保険法施行規則140条の66第1号イ）」と定められている。

しかしながら、職員の確保が困難である等の事情がある場合は、これらに準ずる者として、それぞれ要件が定められている。

このうち、「保健師に準ずる者」の要件が2018年に次のとおり改正された。

改正前	改正後
保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。	改正前の要件に下記要件を追加 「 <u>2019年度より、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有するものとする。</u> 」

### 2 公衆衛生業務経験にかかる厚生労働省の見解

厚生労働省から「公衆衛生業務」の定義については示されていない。

本市では兵庫県高齢政策課地域包括推進班を通じ、厚生労働省（近畿厚生局経由）に対し照会し、次の旨、回答を得ている。

「公衆衛生業務の内容については、一般に公衆衛生と捉えていただきたい。業務の関わり具合については、国は今後も指針等を示す予定はなく、市町村の運営協議会に諮り判断されたい。」

### 3 豊岡市の考え方

本市においては、国の通知を踏まえ、「地域ケア、地域保健及び高齢者に関する公衆衛生業務」の経験とは、「介護予防支援に資する業務及び地域で暮らす住民の生活習慣における課題を把握し、疾病の予防、健康維持・増進に資する業務」の経験とする。

地域包括支援センター運営業務のうち、介護予防支援事業に係る業務や包括的支援業務に係る総合相談業務、その他、行政、健診センター、一般企業、事業所等での65歳以上の方の保健指導等、健康の保持・増進に係る業務に従事していることなどが該当する。

※「地域ケア、地域保健及び高齢者に関する公衆衛生業務」の経験については、以下のような経験を想定している。

- ・地域包括支援センターでの勤務経験
- ・老人介護支援センター（在宅介護支援センター）や居宅介護支援事業所等に勤務し、在宅介護等に関する相談・支援の経験
- ・訪問看護の勤務経験
- ・保健所での勤務経験
- ・医療機関（地域連携室等）での勤務経験
- ・一般企業等での65歳以上の方の保健指導等、健康の保持・増進に係る業務に従事していた経験

## 第1号介護予防支援事業および指定介護予防支援事業の一部を委託できる居宅介護支援事業所について

下記の事業所を「第1号介護予防支援事業および指定介護予防支援事業の一部を委託できる居宅介護支援事業所」とすることについて、ご意見をいただきたい。

### 記

- 1 追加事業所 : やさしい手東灘居宅介護支援事業所
- 2 追加理由 : 豊岡市に住民登録がある要支援被保険者が現在の居住地(神戸市)でサービスを受けるため、特例として業務委託を行う。  
近い将来、本市に帰郷予定であるが、体調が整うまで居住地(神戸市)でサービスを利用する必要がある。

### 3 事業所所在地等

事業所名称	事業主体	所在地
やさしい手東灘居宅介護支援事業所	株式会社 やさしい手	神戸市東灘区青木3丁目1番43号

※詳細につきましては、裏面に記載しております。

## やさしい手東灘居宅介護支援事業所

- 1 所在地 〒658-0027 神戸市東灘区青木3丁目1番43号
- 2 事業所番号 2870103336
- 3 運営会社名 株式会社 やさしい手
- 4 代表者名 代表取締役 香取 幹
- 5 従業員数 管理者兼介護支援専門員 常勤1名
- 6 提供サービス 居宅介護支援
- 7 サービス開始日 2019年2月1日
- 8 運営の方針

- (1) 当事業所は、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じてその利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適正な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるように中立公正な立場でサービスの調整をする。
- (3) 居宅サービス事業所については、複数の事業所の紹介をするとともに、居宅サービス計画に位置づけた事業所の選択理由をご説明致します。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設、住民の自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。